

平成18年 No.40

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程

改正理由

授業料免除に係る納付期限と徴収猶予に係る猶予期限の明確化並びに授業料免除、徴収猶予及び分納に係る申請様式の整理等、実態にあわせた所要の改正を行うものである。

承認経過

平成18年12月 6 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年12月 7 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成18年規程第26号

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程（昭和45年規程第 2 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正について

改正理由：授業料免除に係る納付期限と徴収猶予に係る猶予期限の明確化並びに授業料免除、徴収猶予及び分納に係る申請様式の整理等、実態にあわせた所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (免除) 第3条 授業料は、学生が次の各号の1に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。 (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 (2) 風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる場合 (3)～(6) 〔省略〕 (免除の総額及び免除の額) 第4条 前条第1号及び第2号の規定による授業料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。 2 前条の規定による授業料の免除の額は、各期分の授業料について、その全額又は<u>一部</u>とする。 〔省略〕 (申請及び申請に係る徴収猶予) 第6条 第3条第1号又は第2号の規定により授業料の免除を受けようとする学生(やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人)は、授業料免除願(様式第1号)並びに家族状況及び家計状況等を記入した所定の様式(以下「家庭調書」という。)に所得証明書(市区町村所定の様式)その他の必要書類を添えて、各期ごとに公示する期日までに<u>学長</u>に提出しなければならない。 2 免除を許可し又は不許可とするまでの間は、免除を申請した者に係る授業料の徴収を猶予する。 〔省略〕 (納付期限) 第8条 <u>免除を不許可とされた者及び一部免除を許可された者については、免除の不許可又は一部免除の許可を通知した日から起算して30日以内に、納付すべき授</u>	〔省略〕 (免除) 第3条 授業料は、学生が次の各号の1に該当する場合に、それぞれ相当額を免除することができる。 (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合 (2) 風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる場合 (3)～(6) 〔省略〕 (免除の総額及び免除の額) 第4条 前条第1号及び第2号の規定による授業料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。 2 <u>前条第1号及び第2号の規定による授業料の免除の額は、原則として各期分の授業料について、その全額又は半額とする。</u> 〔省略〕 (申請) 第6条 第3条第1号又は第2号の規定により授業料の免除を受けようとする学生は、授業料免除願(様式第1号)並びに家族状況及び家計状況等を記入した所定の様式(以下「家庭調書」という。)に所得証明書(様式第2号又は市区町村所定の様式)その他の必要書類を添えて、各期ごとに公示する期日までに<u>学生サービス課</u>に提出しなければならない。 2 <u>授業料の免除を申請した者の授業料は、指定した期日まで徴収を猶予するものとする。</u> 〔省略〕

業料を納付しなければならない。

(許可の取消)

第9条 [省略]

(徴収猶予)

第10条 [省略]

(徴収猶予の期限)

第11条 授業料の徴収猶予の期限は、前期分については8月末日、後期分については2月末日を超えないものとする。

(分納)

第12条 特別の事情があり、第10条各号の1に該当する場合に、分納（月割額は、年額の12分の1の額とする。）を許可することができる。

(申請)

第13条 第10条及び前条により授業料の徴収猶予又は分納を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は、授業料徴収猶予願又は授業料分納願（様式第2号）及び家庭調書に所得証明書（市区町村所定の様式）その他の必要書類を添えて、各期ごとに公示する期日までに学長に提出しなければならない。

2 [省略]

(許可及び許可の取消)

第14条 [省略]

第4章 寄宿料の免除

(免除)

第15条 [省略]

(免除の総額及び免除の額)

第16条 前条第1号の規定による寄宿料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。

2 前条第1号の規定による寄宿料の免除の額及び期間等は、別に定める。

(出願の手続)

第17条 前条第1号の規定により寄宿料の免除を受けようとする学生は、寄宿料免除願（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

(準用)

第18条 第6条から第9条までの規定は、寄宿料免除の場合にこれを準用する。

[省略]

附 則

この規程は、平成18年12月7日から施行する。

(許可の取消)

第8条 [省略]

(徴収猶予)

第9条 [省略]

(分納)

第10条 特別の事情があり、前条各号の1に該当する場合に、分納（月割額は、年額の12分の1の額とする。）を許可することができる。

(申請)

第11条 前2条により授業料の徴収猶予又は分納を受けようとする学生（行方不明の場合は当該学生の保証人）は、授業料徴収猶予願又は授業料分納願（様式第1号）及び家庭調書に所得証明書（様式第2号又は市区町村所定の様式）その他の必要書類を添えて、各期ごとに公示する期日までに学生サービス課に提出しなければならない。

2 [省略]

(許可及び許可の取消)

第12条 [省略]

第4章 寄宿料の免除

(免除)

第13条 [省略]

(免除の総額及び免除の額)

第14条 前条第1号の規定による寄宿料の免除の総額は、予算の範囲内で学長が定める額とする。

2 前条第1号の規定による寄宿料の免除の額、期間等は、別に定める。

(出願の手続)

第15条 前条第1号の規定により寄宿料の免除を受けようとする学生は、寄宿料免除願（様式第3号）を学生サービス課に提出しなければならない。

(準用)

第16条 第6条から第8条までの規定は、寄宿料免除の場合にこれを準用する。

[省略]

様式第1号

授 業 料 免 除 願

平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

☐教育学部 類 専攻 年入学
☐大学院 ※(修士・博士) 専攻 年入学
☐特別専攻科 専攻 年入学

※該当する方を○で囲むこと。

学生番号 ()

申請者(学生自署) 氏 名

下記の理由により、平成 年度 期授業料の上記願の許可を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり記入すべき事項を記入しなかった場合又は虚偽の記入をした
場合は、申請却下又は免除等の許可の取消しがあっても異議はありません。

[削除]

記

様式第1号

授 業 料 ☐免 除 願
☐徴収猶予願
☐分 納 願

※該当する□に1つレ印を入れること。
記入が無い場合は受け付けないので注意すること。

平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

☐教育学部 類 専攻 年入学
☐大学院 ※(修士・博士) 専攻 年入学
☐特別専攻科 専攻 年入学

※該当する方を○で囲むこと。

学生番号 ()

申請者(学生自署) 氏 名

下記の理由により、平成 年度 期授業料の上記願の許可を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり記入すべき事項を記入しなかった場合又は虚偽の記入をした
場合は、申請却下又は免除等の許可の取消しがあっても異議はありません。

免除申請者の半額免除又は不許可になった場
合及び授業料徴収猶予申請者の納付猶予期日

平成 年 月 日

記

[申請の理由]

(注) 申請者は学生本人とし、当該学生にやむを得ない事情がある
と本学が認めた場合は保証人とする。

様式第2号

授 業 料 ☐徴収猶予願

☐分 納 願

※該当する□に1つレ印を入れること。

記入が無い場合は受け付けないので注意すること。

平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

☐教育学部 類 専攻 年入学

☐大学院 ※ (修士・博士) 専攻 年入学

☐特別専攻科 専攻 年入学

※該当する方を○で囲むこと。

学生番号 (—)

申請者 (学生自署) 氏 名

[申請の理由]

(注) 申請者は学生本人とし、当該学生が行方不明の場合は保証人とする。

下記の理由により，平成 年度 期授業料の上記願の許可を受けたいので，
関係書類を添えて申請します。

なお，申請にあたり記入すべき事項を記入しなかった場合又は虚偽の記入をした
場合は，申請却下又は免除等の許可の取消しがあっても異議はありません。

記

[申請の理由]

(注) 申請者は学生本人とし，当該学生にやむを得ない事情がある
と本学が認めた場合は保証人とする。

様式第2号 〔削除〕

様式第3号 〔省略〕

様式第2号

所得証明書
〔省略〕

様式第3号 〔省略〕